

## 令和2年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうちGFPグローバル産地づくり推進事業の追加公募（2次公募）

## 募集期間

2020年7月8日まで

## 目的

海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、相手国の求める農薬規制・衛生管理などに対応した生産・加工体制を構築するためのGFPグローバル産地計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善等、本事業の趣旨に資する行為等の取組等について支援します。

## 支援内容

## ▼事業内容

海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理などに対応した生産・加工体制を構築するためのGFPグローバル産地計画（輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づくGFPグローバル産地計画をいう。）の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善、本事業の趣旨に資する次に

掲げる取組について支援をします。

なお、1の取組は、本事業の1年目の実施に当たって必須事項であり、年度内の早めに行うことが望ましいといえます。ただし、GFPグローバル産地計画の認定を受けている場合はこの限りではありません。

## 1 計画策定支援

GFPグローバル産地計画に必要な調査を実施し、計画を策定する取組等

## 2 生産・加工等の体制構築支援

グローバル産地形成の実現に必要な①人材の育成、②農薬規制、動植物検疫、GAP制度、HACCP等の導入、FSMA（米国における食品安全強化法）への対応のための調査、③ほ場の改良や生産・加工現場の規制に対する調査等を行う取組等

## 3 GFPグローバル産地計画の事業効果の検証・改善支援

GFPグローバル産地計画の実効性を高めるため海外バイヤー等の招へいによるほ場や生産・加工現場の確認、テスト輸送・販売等による検証・改善を実施するPDCAサイクルを回す取組等

## 4 その他支援

本事業の趣旨に資する取組（上記1から3までに該当しない取組）

## 5 事業推進費

1から4までの事業を推進するための取組

## 支援規模

## ▼補助金額及び補助率

補助率については、定額とします。また、補助金の総額は28,547千円であり、

1事業実施地区当たりの補助金額については、4,000千円を上限とします。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがありますので留意してください。

## 対象者の詳細

### ▼事業実施者

1 本事業に取り組む事業者（以下「事業実施者」という。）は、次のいずれかに該当する者又は団体を対象とします。

ア 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体（連携する者の間で主体的に協働するための具体的な役割

や組織体制等を備えていることが、連携する者の間の契約等において確認できること。）

イ 農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有

する農林漁業者

ウ 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（これらにあっては任意団体を除く。）、都道府県、市町村、独立行政法人

本貿易振興機構

エ 上記のほか、法人又は組合であって、本事業の事業実施者として、適当と認められるもの

オ 2に規定する要件を備えた協議会

2 上記1のオの協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

ア 代表者の定めがあること。

イ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

ウ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 事業実施者は、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は事業実施者となることができません。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役

員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質

的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用

するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に

協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

### ▼応募団体の要件

本事業に応募することができる団体は、都道府県とします。

## お問い合わせ

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課（本館6階ドアNo.本604）

電話番号：03-3502-8111（内線：4345）FAX：03-6744-2013

### 担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会

担当：橋本

住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

＜お客様情報(企業情報)お取り扱いについて＞

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金